

## 印西市外国人介護人材家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市における介護職員の不足に対処し、必要な介護サービスの提供に努めることを目的として、外国からの介護人材の確保を行う法人に対し、予算の範囲内において交付する印西市外国人介護人材家賃補助金(以下「補助金」という。)に関し、印西市補助金等交付規則(昭和53年規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 申請時に市に介護事業所を設置する法人をいう。
- (2) 介護事業所 市内に所在する介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所をいう。
- (3) 外国人介護職員 出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)第2条の2に規定する在留資格を有する者のうち、同法別表第1の2の表及び5の表の上覧に掲げる在留資格が、次のいずれかに該当し、該当する在留資格に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる活動に従事する者であって、介護事業所で介護職員として働く者をいう。

ア 介護

イ 特定技能(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の下欄第1号の区分とし、法務省令で定める産業上の分野は介護分野に限る。)

ウ 技能実習(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第9条の規定に基づき認定された同法第8条第1項に規定する技能実習計画に記載する同条第2項第6号の技能実習の内容について職種及び作業が介護に係るものに限る。)

エ 特定活動(出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動は、法務省告示で定める経済連携協定に基づき、社会福祉士及び

介護福祉法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として業務に従事する活動に限る。）

オ その他市長がアからエまでに定める者と同等の資格を持つと認める者

(4) 借家等 借家、アパート等をいう。

(5) 家賃等 借家等に係る家賃及び共益費を合算した額で、当月に支払う額を当月分とする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、借家等に居住する外国人介護職員に対して、家賃等を手当てする法人とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、法人が手当てした月額から、その他補助制度等による収入がある場合はその額を控除した額の2分の1以内の額とする。

2 前項の補助金の額は、借家等1戸あたり1月につき2万5,000円を上限とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 家賃等の補助を行う期間は、補助開始月から一人当たり12月を限度とする。

4 月途中において、新たに借家等を借り上げ外国人介護職員が入居した場合の当該月の補助金の額は、日割りによって算定するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、外国人介護人材家賃補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、家賃等を手当てする外国人介護職員の入居後1月以内に、また、年度を超えて継続して手当てする場合にあつては、当該継続して手当てする年度の4月末日までに、前項に規定する申請書を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、外国人介護人材家賃補助金交付（不交付）決定通知書

(別記第2号様式)により、申請者にその結果を通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請書の内容に変更が生じたときは、外国人介護人材家賃補助金変更交付申請書(別記第3号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請書を受け取ったときは、その内容を審査し、外国人介護人材家賃補助金変更交付(不交付)決定通知書(別記第4号様式)により、申請者にその結果を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第6条の規定による交付決定を受けた者は、当該年度の手当期間終了後速やかに外国人介護人材家賃補助金実績報告書(別記第5号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を審査し、適当と認めたときは、外国人介護人材家賃補助金交付確定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、外国人介護人材家賃補助金交付請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が交付期間中に家賃等の手当ををしなくなったとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めたとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返

還を命ずることができる。

- 3 市長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に入国した外国人介護職員に対して法人が手当てした家賃等から適用する。